

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会の監査結果報告

監査基準第2条第1項第3号に基づき、財政援助団体等の監査を実施した。

監査対象：社会福祉協議会に対する令和元年度の補助金 14,367,000円

日 時：令和2年10月9日

(監査等の実施内容)

1. 補助金に係る出納及びその他の事務が適正に行われているか。
2. 補助金が目的の事業に充当されているか。

(監査結果)

- ・ 補助金の受け入れ及び補助対象経費の支出等の出納事務は適正に処理されていた。
- ・ 実績報告の提出日が令和2年5月28日付となっているのは補助金交付規則第15条の事業完了後1ヶ月以内に提出しなければならないと定めている規定に反している。
- ・ 実績報告に補助対象経費として認められていない退職手当積立金428,640円が含まれていた。
- ・ 小地域ネットワーク活動推進事業及び日常生活自立支援事業の実績報告書については、事業実施状況を確認する資料が不足していた。

令和2年11月20日

千早赤阪村代表監査委員 清井 浩

千早赤阪村監査委員 千福 清英

千早赤阪村監査委員 藤 進